

別紙 4

藤沢市少年の森再整備に係る運営・維持管理等実施予定者 に関する基本協定書（案）（グループの場合）

藤沢市（以下「市」という。）と藤沢市少年の森再整備に係る運営・維持管理等実施予定者（以下「運営・維持管理等実施予定者」という。）であるグループ代表者〇〇〇〇、構成事業者〇〇〇〇、〇〇〇〇は、運営・維持管理等実施予定者が藤沢市少年の森の再整備完了後に施設の運営・維持管理を担う予定であることを確認するとともに、藤沢市少年の森再整備事業（以下「本事業」という。）の推進に関し、次のとおり、藤沢市少年の森再整備に係る運営・維持管理等実施予定者に係る基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本基本協定は、市及び運営・維持管理等実施予定者が、本事業の推進に向け、連携して取り組むことを目的として定めるものとする。

（市及び運営・維持管理等実施予定者の責務）

第2条 市及び運営・維持管理等実施予定者は、本事業の推進について信義に従い、誠実に連携協力するものとする。

2 市は、運営・維持管理等実施予定者を、運営・維持管理計画作成業務の完了後に予定している開業準備業務の随意契約による受託予定者とすることを想定する。ただし、開業準備業務の発注に当たっては、運営・維持管理等実施予定者の運営・維持管理計画作成業務への取組姿勢や遂行状況等を勘案した上で、市が総合的に契約手法を判断するものとする。

3 市は、運営・維持管理等実施予定者を、本事業における施設の運営・維持管理を行う指定管理者の予定者として位置付けるものとする。この場合において、運営・維持管理実施予定者が希望し、かつ、運営・維持管理計画作成業務への取組姿勢や遂行状況等を勘案した結果、運営・維持管理実施予定者が指定管理者となることが妥当であると市が認めた場合に、指定管理者としての指定に向けた手続を進めることとする。ただし、指定管理者の指定は藤沢市議会の議決が必要となることから、本基本協定の締結をもって直ちに指定が確定するものではないことを市及び運営・維持管理実施予定者は確認する。

4 市は、運営・維持管理等実施予定者が運営・維持管理計画作成業務及び

開業準備業務を行うに当たり、市民及び関係機関等との協議を適切に調整する。

- 5 運営・維持管理等実施予定者は、自らが開業準備業務の受託予定者及び指定管理者の予定者となることを想定し、運営・維持管理計画作成業務委託の実施期間中又は開業準備業務及び指定管理に係る実施予定時期の前年度までに、市と協議を行ってその具体的な業務内容を決定するとともに、適切な業務実施体制の構築を図るものとする。

(役割分担)

第3条 本事業の推進に際し、運営・維持管理等実施予定者は、次のとおり役割分担して業務を実施するものとする。

業務名	担当事業者

※提案に応じ適宜修正をするものとします。

(構成の変更等)

第4条 運営・維持管理等実施予定者の代表者は、運営・維持管理計画作成業務及び開業準備業務の受託者としての契約期間並びに指定管理期間を通じ、継続して代表者を務めるものとする。

- 2 運営・維持管理等実施予定者は、構成事業者の追加、変更を行う場合には、市に申し出てその指示に従い、承認を得るものとする。

(有効期間)

第5条 本基本協定の有効期間は、市と運営・維持管理等実施予定者による本事業完了後の指定管理業務に係る基本協定締結日までとする。ただし、実施契約の締結に至らなかった場合は、実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断し、協定締結者（グループの場合は代表法人）に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。

(その他)

第6条 市及び運営・維持管理等実施予定者は、運営・維持管理計画作成業務及び開業準備業務の期間並びに指定管理期間を通じ、国内外の法令を遵守する。

- 2 本基本協定に定めのない事項、変更を必要とする事項が生じたときは、市及び運営・維持管理等実施予定者は誠実に協議し、これを解決するものとする。この場合において、市又は運営・維持管理実施予定者のいずれかが必要と認めるときは、協議し、解決した内容について書面を取り交わし

て確認するものとする。

- 3 市及び運営・維持管理等実施予定者は、本基本協定の合意内容を遵守することができない事由が生じ、その破棄を希望するときは、相手方にその旨を申し出ることができるものとする。
- 4 前項の規定による申出があったときは、市及び運営・維持管理等実施予定者は誠実に協議し、申出に係る事由がやむを得ないと双方が合意した場合に限り、本基本協定を破棄することができる。この場合において、損害が生じたときにその賠償を相手方に請求し、又は、相手方の不法行為若しくは債務不履行の責任を問うなど、争うことはしないものとする。
- 5 本基本協定の内容に関し疑義が生じた場合には、市及び運営・維持管理等実施予定者の間で誠実に協議し、これを解決する。

この協定の締結を証するため、本書〇通を作成し、市、運営・維持管理実施予定者の代表者及び構成事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2025年（令和7年）〇月〇日

藤沢市

神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市

藤沢市長 鈴木 恒 夫

運営・維持管理等実施予定者

代表者

（所在地又は住所）

（事業者名）

（代表者職氏名）

構成事業等

（所在地又は住所）

（事業者名）

（代表者職氏名）